

「化学的酸素要求量等に係る第7次総量削減計画及び総量規制基準について(案)」に対する府民意見等の募集結果及び水質規制部会の見解について

1. パブリックコメントの実施概要

- ・ 募集期間 平成23年9月8日(木)～平成23年10月7日(金)
- ・ 告知方法 報道資料提供、ホームページ及び事務局窓口等府内15箇所での閲覧
- ・ 募集方法 大阪府パブリックコメント手続き実施要綱に準拠し、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により意見等を提出する方法で募集

2 提出された意見の件数

1通(団体:1通) 5件

3 意見等の内容と部会の見解

別紙のとおり

意見 1

CODの環境基準達成率は改善しておらず、その要因は底質からの溶出や植物プランクトンの増殖によるものであり、植物プランクトンの増殖につながる窒素、リンの削減を引き続き進める必要があるとしている。

しかし、窒素、リン環境基準はほぼ達成しており、また、大阪湾南部海域では特に冬季、窒素について水産用水基準を下回る状況であることから、更なる窒素、リンの削減は必要ないのではないかとと思われる。

(見解)

大阪府の総量削減計画は、中央環境審議会の「第7次総量削減の在り方について(答申)」(平成22年3月)を踏まえて環境大臣が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」(平成23年6月)に基づき定める法定計画です。

大阪湾における平成22年度の水質環境基準の達成率は、窒素及びりんについては100%となっています。しかしながら、CODの環境基準の達成率については40%となっており、その要因としては、栄養塩類の底質からの溶出や陸域からの流入による植物プランクトンの増殖が挙げられています。

このような状況から、基本方針では「大阪湾においてはさらに海域の水環境改善を図る」必要があるとして都府県別の削減目標量が決められています。

なお、大阪湾南部海域については、ご意見のとおり、一定程度窒素及びりんに係る水質の改善が進んできています。このため、部会報告書においては、将来の大阪湾の栄養塩類の管理方策の知見の集積に努める必要性を指摘しています。

意見 2

上記（意見 1 のこと。）に関連し、COD削減等に重点をおく考え方に限界があるのではないのか。あるとすれば、今後は底層DO等、生態系の保全や魚介類等の生物生産に配慮した環境基準に重点を移すべきではないのか。

（見解）

COD等については、意見 1 に対する見解のとおり削減が必要です。

なお、部会報告書では、COD等の直接的な削減に加えて、「大阪湾再生行動計画」の推進など、大阪湾の再生を図る取り組みの必要性についても指摘しています。

一方、底層DOについては、中央環境審議会の「第 7 次総量削減の在り方について（答申）」（平成**22**年 3 月）で「閉鎖性海域中長期ビジョンでの検討を出発点として、環境基準化を見据えた検討を行うことが必要である。」とされ、国において検討が行われているところです。

意見3

また、冬季、窒素については水産用水基準を下回っていることから、季節を考慮した総量削減計画も検討されるべきではないのかと思われる。

(見解)

国は、平成24年度の関連事業として、「豊かさを実感できる海の再生事業」の予算概算要求を行っており、その事業概要説明資料において「水質総量削減の取組の進展が見られる海域において、汚濁負荷量の『適正管理』の視点から、場所や季節に対応したきめ細かな管理方策の検討を行う」としています。

大阪府においても、国などの情報を収集し、次期の総量削減計画策定に向けて、汚濁負荷量の適正管理について検討を進めていく必要があると考えます。

意見 4

栄養塩類の管理方策について、環境省が播磨灘北東部海域で検討を始めているとのことであるが、大阪湾とでは潮流等の自然環境や行われている漁業など利用形態も違い、大阪湾独自の管理方策の検討を行うべきではないのか。

(見解)

環境省が播磨灘北東部海域、三河湾などで進めている海域ヘルシープランは、「物質循環の円滑さ」と「生態系の安定性」の観点から海域の類型化を行って選定したモデル地域において検討がされています。具体的には、陸域と海域を含めた流域全体の栄養塩類循環状況を把握することにより、陸域・海域が一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するための効率的かつ効果的な管理方策を検討するものです。今後、モデル地域における検討結果を踏まえて、我が国の閉鎖性海域において適用できる管理方策が検討される予定です。

これを受けて、部会報告書では、栄養塩類の管理方策については、「環境省が平成**22**年度から播磨灘北東部海域などをモデル地域として検討を開始しており、知見の集積に努めていく必要がある。」としてきた案文を、ご意見を踏まえ「環境省が平成**22**年度からの**3**年間で播磨灘北東部海域、三河湾などをモデル地域として検討を行っており、将来の大阪湾の栄養塩類の管理方策の検討のために知見の集積に努めていく必要がある。」と修正します。

意見 5

干潟・藻場の保全・再生や底泥除去等の底質改善等、大阪湾の水質改善に関連する取り組みを推進する必要があるとしているが、具体的な施策が実施されるよう、国、大阪府等に働きかけをお願いしたい。

(見解)

大阪湾においては「森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな『魚庭（なにわ）の海』を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる『大阪湾』を創出する」ことを目標とした「大阪湾再生行動計画」(平成**20**年**11**月改訂)が国の関係機関や大阪府など沿岸自治体等で構成する大阪湾再生推進会議により策定されています。本計画では、国及び自治体が広域に連携して「藻場・干潟等の浅海域の修復」、「海底に堆積する有機汚泥の影響の削減」等の施策を行うこととしています。

部会報告書においては、「大阪湾の集水域に関係する国の機関や自治体をはじめ、NPOなどあらゆる主体が互いに連携・協力して大阪湾の再生を図る取り組みなどをより一層進める必要がある」としており、ご意見の趣旨は盛り込んでいます。